

NPO 法人日本ポーテージ協会 ポーテージ相談員倫理綱領

平成 17 年 5 月 29 日施行

一般綱領

綱領 1 人間の尊厳に対する敬意・人権の遵守

日本ポーテージ協会は、すべての人間の尊厳に対して真摯に敬意を払い、その基本的人権を遵守し、これを侵さず、発達に遅れまたは偏りのある乳幼児や児童、及びその家族における人間の自由と幸福を追求する営みを尊重し、一人ひとりのニーズに応じた適切な療育支援活動、及びそれに関連する教育諸活動を行う。このために、日本ポーテージ協会の会員として療育支援活動や教育諸活動を行おうとする相談員は、それらの活動の対象者となる者（子ども自身及びその保護者等）に対して、最大限に個人の権利を尊重し、最も利益となるように働きかけ、個人のプライバシーや秘密の保持、自己決定や自律性に配慮する。それゆえに、ポーテージ相談員は、個人の権利や社会規範を蹂躪することなく、心理的あるいは身体的危害を与える恐れのある行動に従事したり、それを容認してはならない。

綱領 2 専門職としての責任と自覚

日本ポーテージ協会のポーテージ相談員は、ポーテージプログラムや早期療育に関する専門家としての自覚を持ち、自分の行動や発言に対する責任を負う義務を有する。自分の行っている療育支援活動や教育諸活動が、乳幼児や児童の発達と教育に影響を及ぼすことを自覚して、自分の活動が個人の心身の安全と健康を保障し、幸福と社会への貢献を意図したものでなければならない。また、自分が有する特定の専門領域における専門的能力の範囲とその限界を心得るなかで、その専門性を明確にしなければならない。それゆえに、ポーテージ相談員としての職務において、一人ひとりとその専門的な水準が維持できるように不断に研鑽を積み、資質と技術の向上に努めなければならない。それとともに、ポーテージ相談員は、同僚のポーテージ相談員が行っている療育支援活動や教育諸活動が、倫理に適っているかどうかを相互に監視しあい、ポーテージ相談員が非倫理的な行動をとることを回避したり、予防するように関与しなければならない。

このような一般綱領の理念にもとづき、以下の規定を設ける。

倫理規定

1、人権の尊重

日本ポーテージ協会のポーテージ相談員は、療育支援活動や教育諸活動の対象者となる者に対して、その尊厳を尊重しなければならない。

- (1) 個人のプライバシーを侵す行為をしてはならない。
- (2) 個人の自己決定や自律性を侵す行為をしてはならない。
- (3) 個人の権利や社会規範を蹂躪する行為をしてはならない。
- (4) 心理的あるいは身体的危害を与える恐れのある行為をしてはならない。

2、療育支援活動や教育諸活動を行うための配慮と制限

ポーテージプログラムにもとづく療育支援活動や早期教育に関する教育諸活動を行うに当たって、対象者に対して十分に説明する義務を負う。その際、対象者に理解の程度に応じて、事実をもとに、理解しやすく解説しなければならない。また療育支援活動への参加は、対象者が自由を持っていることを保証し、文書または口頭で同意を得なければならない。

- (1) 療育支援活動への参加、中断あるいは終結は、対象者の意思決定にもとづくものでなければならない。
- (2) 療育支援活動への勧誘は、過度であってはならない。
- (3) 療育支援活動を開始するに当たって、事前にその目的や方法、予想される結果等について解説を行い、対象者の同意を得なければならない。
- (4) 同意を得る際に、必要であれば、ポーテージプログラムにもとづく療育支援活動の特徴や成果等あるいは早期療育に関連する客観的な情報を開示する。
- (5) 療育支援活動の進行中に、子どもの健全な発達を損なう恐れのある事態や保護者が心身の脅威を感じていることに気づいたときには、直ちに療育支援活動を中止し、事態の改善を図る対応をしなければならない。
- (6) 療育支援活動に関する対象者の意思決定の表明は、これを第一に尊重しなければならない。
- (7) 早期療育に関する教育諸活動を行う際には、実証されている客観的資料をもとに、これを行わなければならない。

3、個人情報の秘密の保持

療育支援活動等によって得られた個人の情報は厳重に保管し、職務上知りえた個人の秘密はこれを保持しなければならない。開始時に得た同意以外の目的でそれらの情報を利用してはならず、同意を得た情報以外は利用しない。もし、同意を得た目的以外でそれらの情報を利用したり、同意を得た情報以外の情報を利用しようとする際には、必ず同意を行った対象者の承諾を得なければならない。

4、公開における責任

療育支援活動などに関連する情報を学会や研修会等で公開しようとする際には、可能な限り、事前に当人等の承諾を得るとともに、当人等が特定できないように情報を加工しなければならない。

- (1) 個人のプライバシーを侵害してはならない。
- (2) 当人等が特定できるような記載は、事前に当人等の承諾が得られている場合を除いて、これを絶対にしてはならない。
- (3) 当人等が特定できないように情報を加工する場合には、重要な事項は避け、また必要以上の誇張や歪曲がないようにする。
- (4) 社会に向けて公開する際には、当人等の人権に配慮するとともに、公開に伴う専門家としての責任を自覚して行わなければならない。

5、研鑽の義務

ポーテージ相談員は、本倫理規定を理解して、怠りなく実行できるように、不断に研鑽を積み重ねなければならない。

6、倫理の遵守

ポーテージ相談員は、ポーテージプログラムにもとづく療育支援活動や早期療育に関する教育諸活動において、本倫理規定を理解して、違反することのないように、不断に努めなければならない。

付則 日本ポーテージ協会ポーテージ相談員倫理綱領は2005年5月29日より施行する。